

# 「平成30年度 伏見稲荷大社周辺の交通渋滞緩和に向けた調査業務」受託者募集要領

## 1 委託業務

平成30年度 伏見稲荷大社周辺の交通渋滞緩和に向けた調査業務（以下「本業務」という。）

## 2 業務の趣旨

伏見稲荷大社（以下「大社」という。）においては、近年、人気の観光スポットとなり、国内外からの多くの観光客が訪れている。

観光客の急増に伴い、大社の周辺地域においては、秋の観光シーズンを中心に観光客の自家用車等が、地域の生活道路である本町通に多数流入することで、深刻な交通渋滞が発生し、緊急車両等の通行が困難な状況にある。

本業務は、大社周辺の交通渋滞緩和に向けて、具体的な施策を検討するために必要となる調査を委託するものである。

## 3 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

## 4 応募資格

応募の資格者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 上記業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本業務に参加する者であること。
- (2) 京都市競争入札参加有資格者であること。
- (3) 現に京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (5) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (8) 管理技術者は、技術士（建設部門又は、建設部門に関する「総合技術監理部門」）もしくは、RCCM（建設部門）の資格を有すること。
- (9) 過去5年間で、自動車利用抑制策の検討等の交通需要マネジメント施策や公共交通利用促進に係る調査業務等の交通政策に関するコンサルタント業務の実績を有すること。
- (10) (9)の業務実績を有する管理技術者を配置できること。

## 5 募集期間

平成30年7月2日（月）13時から平成30年7月23日（月）17時まで

※ 参加表明書の受付期限は7月13日（金）17時まで

## 6 契約条件

- (1) 契約形態  
委託契約とする。
- (2) 委託金額の上限  
900千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (3) 契約期間  
契約締結日から平成31年3月29日（金）まで
- (4) 委託費の支払条件  
精算払いとする。
- (5) その他  
包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ委託者の承認を得ること。

## 7 応募手続等

応募する者は、次に示すところにより、プロポーザル参加表明書（以下、「参加表明書」という。）及び企画提案書等を提出するものとする。

### (1) 担当部署（提出先）

〒612-0861

京都市伏見区深草向畑町93番地の1

京都市伏見区役所深草支所地域力推進室まちづくり担当（担当：三松<sup>みまつ</sup>、高田<sup>たかだ</sup>）

TEL : (075) 642-3203

FAX : (075) 641-0672

E-Mail : fukakusa-machi@city.kyoto.lg.jp

### (2) 各種必要書類の提出

#### ア 提出書類及び提出部数

- (ア) 参加表明書（別添様式1） 1部
- (イ) 企画提案書（任意様式） 4部
  - ・ 企画提案書は本業務に関する企画提案を行うものとし、様式は特に定めない。
  - ・ 企画提案書に記載された内容のうち、委託金額外のものがある場合には、その点を明記すること
  - ・ 別紙「仕様書」を十分理解したうえで、8(2)審査基準を参考に作成するものとする。
  - ・ ただし、A4横書き（図表等についてA3を用いる場合は、A4判に折り畳むこと）にまとめること。
- (ウ) 同種・類似業務に係る実績調書（別添様式2） 1部
  - ・ 4(9)の業務実績について記載し、必要に応じて参考資料を添付すること。
  - ・ 過去5年間に於いて複数の業務実績を有する場合は、内容等が本業務に類似していると思われるものから最大3件を提出すること。
- (エ) 業務実施体制（別添様式3） 1部
  - ・ 配置予定の管理技術者、担当技術者を記載する。
  - ・ 業務に係る委託者との連絡調整は、管理技術者が行うものとする。

- ・ 実施する分担業務ごとに担当技術者をすべて記載すること。
- ・ 企画提案書の提出者以外の企業等に所属する者を担当技術者とする場合は、企業名等も記載すること。
- ・ 業務実施体制に記載した予定技術者は、原則、変更できないものとする。但し、病休、死亡及び退職等のやむを得ない理由がある場合に限り、変更後の技術者が、変更前の技術者と同等以上の技術を有する者であると委託者が認めることを条件として、変更できるものとする。

(オ) 予定技術者の経歴等（別添様式4） 1部

- ・ 業務実施体制に記載された各技術者について、経歴等を記載する。
- ・ 手持ち業務は、平成30年7月2日現在、京都市以外の発注者（国内外を問わず）のものも含め全て記載する。
- ・ 本業務以外の業務で予定技術者として特定された未契約の業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。

(カ) 見積書（任意様式） 1部

- ・ 提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

イ 提出期限

- (ア) 参加表明書 : 平成30年7月13日（金）17時（必着）  
 (イ) 企画提案書等 : 平成30年7月23日（月）17時（必着）

ウ 提出場所及び提出方法

上記「7(1)担当部署」へ持参又は郵送すること。

(3) 企画提案に係る参考資料

提案に当たり必要に応じて別添の資料を参考にすること。

(4) 仕様書等に関する質問

ア 質問者

本書及び仕様書について質問できる者は、参加表明書を提出した者に限る。

イ 質問の受付担当部署

上記「7(1)担当部署」と同じ。

ウ 質問方法

文書（様式自由）により行うものとし、FAX又はE-Mail（ただし着信を確認すること。）のいずれかによるものとする。

エ 質問の受付期間及び受付時間

平成30年7月13日（金）から平成30年7月17日（火）まで  
 各日8時30分から17時まで

オ 回答

7月19日（木）までに、質問者へFAX又はE-Mailにより行う。

なお、すべての質問及び回答は、原則として京都市伏見区役所ホームページ（<http://www.city.kyoto.lg.jp/fushimi/page/0000239906.html>）にて閲覧に供する。回答は、本業務委託先募集要領と一体のものとして効力を有するものとする。

(5) 注意事項

- ア 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- イ 次の事項に該当する場合、失格となる場合がある。失格となった場合は、委託者から通知する。
  - (ア) 提出期限、提出先等、提出方法に適合しないもの。
  - (イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - (ウ) 虚偽の内容が記載されているもの。
- ウ その他
  - (ア) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
  - (イ) 提出された企画提案書は、本業務の受託候補者の選定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、提案内容について今後の参考にすることがある。
  - (ウ) 提出書類は、受託候補者選定作業に必要な範囲において複製することがある。
  - (エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
  - (オ) すべての提出書類は返却しない。

## 8 提案の審査・選定等

### (1) 審査方法

提出書類に基づき、伏見稲荷大社周辺の交通渋滞緩和に向けた調査業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において受託候補者を審査する。

なお、企画提案内容について説明を求めするため、書類審査に加え、7月26日（木）にヒアリングを実施する。ヒアリングの場所その他留意事項等については別途通知するため、業務実施体制に記載した管理技術者を含め、企画提案内容について説明できる者を選定委員会へ出席させること。

### (2) 審査基準

別添「審査基準」のとおり。

### (3) 選定

選定委員会の審査結果を踏まえて、伏見区長が受託候補者を決定する。

### (4) 通知

選定結果については、全応募者に対し郵送で通知する。

### (5) 契約

委託者と、受託候補者との間で、委託見積限度額の範囲で価格交渉し、協議のうえ契約する。

契約内容については、別紙「仕様書」及び受託候補者の「企画提案書」を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容を変更する必要がある場合は、協議のうえ内容を決定するものとする。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

## 9 スケジュール（予定）

平成30年	7月 2日（月）	13時	公募開始	
	7月13日（金）	17時	参加表明書の提出期限	
	7月23日（月）	17時	企画提案書等の提出期限	
	7月26日（木）		業者ヒアリング、選定委員会における審査、受託候補者の選定	
	7月末	～	8月上旬	契約締結

## 10 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、適宜、委託者と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実施検査が行われる場合は協力すること。
- (3) 本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が生じた場合、その権利はすべて委託者に譲渡するものとする。また、受託者は、本業務に係る成果物について著作者人格権を行使しないことに同意するものとする。